

## 主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人は、A所在のB会社(以下「会社」という。)に日雇労働者として雇用され、コンクリートミキサー車の運転業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C会社に生コンを配達に行ったところ、同社の三次下請けであるD会社の作業員から暴行を受け(以下「本件暴行」という。)、同日、Eクリニックに受診し「顔面打撲、左肩打撲、右膝打撲、左肘擦過創、口唇挫創、腫脹、発赤、出血等」(以下「本件受傷」という。)と診断された。

請求人は、本件受傷は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件受傷は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

### 第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件受傷が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 決定書理由第2の1に説示する「判断の要件」のとおり、業務に従事している場合において被った負傷であって、他人の故意に基づく暴行による負傷については、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因する又は通勤によるものと推定するとされているところ、請求人を負傷に至らしめた加害者の故意が、私的怨恨等によるものに該当するか否かが問題となる。

(2) そこで、平成〇年〇月〇日の本件暴行の発生状況について検討する。

まず、請求人は、コンクリートミキサー車の後部の洗浄を始めた時に、Fが大声を出しながら走ってきて、「お前このまえのオッサンやろこらあ！何とか言え。」と言ってきたので、「お兄さん私はこの前のオッサンと違うで堪忍していな」と謝罪をしたが、なおもFが、「あやまれ、どう思っせんねん。」と喧嘩口調で迫り、肩を掴もうとしてきたので、「やめてくれ」と言いながら手を振り払ったところ、Fは請求人を殴る、蹴る、投げ飛ばす等の暴行に及んできた旨述べている。

これに対し、Fは、請求人がいきなり殴りかかってきたことを契機として取っ組み合いになったものである旨述べており、請求人の申述とFの申述は相反するものである。

当時の状況について、本件暴行の目撃者は、検察庁による聴取において、要旨、「平成〇年〇月〇日、Fは、同目撃者に対してその場から離れるよう指示した後、請求人に近づいて、いきなり『おい、お前、前なんやあれ、あーん。』等と怒鳴った。その後、請求人は、『すまんあ。』と謝るも、Fは気が収ま

らず、『なんやその謝り方は。』などと言って、襟首あたりをつかんだ上、いきなり、げんこつで請求人の顔面を殴った。請求人はいやがって後ずさりするも、更に殴りつけた。その後、Fは請求人を転倒させ、請求人の上に覆い被さるような体勢となり、一方的に殴打を続けたが、（同目撃者は、）このまま放っておくと危険だと思ったことから、その場にいた者と一緒に止めに入った。」と申述し、さらに、要旨、「Fについてですが、自分が一方的に暴力を振るっていたのに、私に嘘をつくように頼んでごまかそうとしていました。私もFに不利になるようなことをあまり言いたくないのですが、Fにあまりに反省の色がなく、このままでは同じようなことが繰り返されるのではないかと思います。ですので、私は、本当のことを話しています。」と申述している。これらの申述については、目撃者が申述をするに至った動機が合理的なものであること、その申述内容が具体的かつ客観的であり不自然なところはないこと、本件暴行につき、Fのみが刑事処分（略式命令）を受けていること等に照らし、その信用性は高いものと認められる。以上の事実からみると、請求人は、Fから執拗かつ一方的に暴力行為を受けたと判断すべきであり、当該出来事について請求人の自招行為に起因するものとした監督署長の判断は誤りであると言わざるを得ない。

- (3) また、本件の一件記録からは、平成〇年〇月〇日頃に、Fが請求人に対してコテやスコップ等の作業に使った道具を洗うよう依頼したことが契機となって発生したトラブルが認められるところ、同トラブルによってFが被った被害は、請求人がノズルを地面に落としたことによって水や泥がかかったにすぎないものであり、同トラブルを目撃したGが、「Fと請求人は少しの間、にらみ合う形になっていましたが、Fが『もうええわ。』と折れた感じでにらみ合いは終わり、請求人はそのまま帰って行きました。（中略）この間（スコップを洗ってほしいとFが言ってから両者が別れるまで）、5分か10分の間だったと思います。」と述べるように、同トラブルは暴力沙汰にも至っておらず、10分間程度の短時間の出来事であったことが認められる。これに加え、同トラブルから本件暴行までの間には〇か月近くもの時間が経過していること、及び、その間に両者は1回も顔を合わせていないことも併せ鑑みると、Fが同トラブルに基づいて私怨を抱いたとみることは妥当であるとは思われぬ。そうすると、本件暴行がFの私怨に起因するものであるともいえない。

(4) 以上の諸点に照らせば、本件暴行は、請求人の業務遂行中に、双方のやり取りの中で、Fが請求人に対して一方的に行ったものであるところ、請求人の私的怨恨又は自招行為に基づくものとはいえないことから、当審査会としては、本件受傷には業務起因性が認められるものと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人の本件受傷は業務上の事由によるものと認められることから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。